

ものづくりマイスター制度のご案内



高度な技能をもった「ものづくりマイスター」が、中小企業や教育訓練機関に出向き、実技指導を行います。

ものづくりマイスターとは・・・

ものづくり分野（製造業又は建設業）の職種について優れた技能（一級技能士以上）・豊富な経験（15年以上）を有するなどの条件を満たし、「若年技能者人材育成支援等事業」において認定を受けた方です。

こんな声にお応えします!!

若手の作業員に高度な技術を習得させるには？
技能検定試験受験のための特訓をするには？
技能競技大会の課題はどのようなもの？
高校生のものづくり技能をスキルアップするには？



基本的には
無料です!!

- ★ ものづくりマイスターへの謝金・旅費を負担します。
- ★ 材料費は1人1日2,000円まで支援します。
- ★ 企業・団体等は 同一人に対して20回まで。
- ★ 高校等の教育機関は、同一人に対して10回まで。

詳しくはこちらまで・・・

山形県職業能力開発協会 技能振興センター
〒990-2473 山形市松栄2-2-1
TEL:023-645-3131 FAX:023-644-2865
E-mail: g-shinko@nky.or.jp URL: http://www.monozukuri-mirai.net

ものづくりみらい  やまがた

山形県の最低賃金

使用者は、すべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む。）に対してこの賃金額以上の金額を支払わなければなりません。

	最低賃金額		効力発生日
山形県最低賃金	1時間	680円	26.10.17

特定（産業別）最低賃金	最低賃金額		効力発生日
電気機械器具等製造業	1時間	753円	26.12.25
一般産業用機械・装置等製造業	1時間	768円	
自動車・同附属品製造業	1時間	769円	
自動車整備業	1時間	772円	

- ・ 次に掲げる賃金は、最低賃金額の計算に含まれません。
 - ① 精皆勤手当 ② 通勤手当 ③ 家族手当 ④ 時間外・休日・深夜手当 ⑤ 賞与など
- ・ 日給者、月給者、歩合給者等の賃金については、1時間当たりの賃金額が最低賃金の時間額を下回ってはいけません。

ご 相 談
お 問 合 せ 先

山形労働局労働基準部賃金室 (TEL023-624-8224)